

特別償却の付表（十四）の記載の仕方

1 この付表（十四）は、青色申告法人が租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第44条第1項《関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別償却》の規定の適用を受ける場合（この規定の適用を受けることに代えて措置法第52条の3に規定する特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。）又は連結法人が措置法第68条の19第1項《関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別償却》の規定の適用を受ける場合（この規定の適用を受けることに代えて措置法第68条の41に規定する特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。）に、文化学術研究施設の特別償却限度額の計算に関し参考となるべき事項を記載し、該当の別表十六に添付して提出してください。

ただし、青色申告法人又は連結法人が所有権移転外リース取引により取得した文化学術研究施設については、この制度の適用はありませんので注意してください。

なお、連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの付表を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の（ ）内に記載してください。

2 「特別償却の種類1」は、措置法第44条第1項又は第68条の19第1項のいずれの規定の適用を受けるものであるかの区分に応じ、該当条項を○で囲みます。

3 「文化学術研究施設の名称2」には、例えば「〇〇研究センター」、「〇〇研究所」等のように関西文化学術研究都市建設促進法第2条第4項に規定する「文化学術研究施設」の名称を記載します。

4 「研究施設の種類等3」には、文化学術研究施設のうち租税特別措置法施行令第28条の4各項の要件を満たす研究所用の施設に係る措置法第44条第1項に規定する研究施設（以下「研究施設」といいます。）が「建物」、「建物附属設備」又は「機械及び装置」のいずれの種類に該当するかの区分に応じ、その種類、構造、細目等を記載します。また、その研究施設が機械及び装置である場合には、（ ）内に耐用年数省令別表第二の該当の番号を記載してください。

5 「研究施設の名称4」には、研究施設に該当する資産の名称を記載します。

6 「資産の用途（研究開発の目的）5」には、例えば「新素材の研究開発」、「通信技術の研究開発」等のように研究施設の用途（研究開発の目的）を記載します。

7 「研究施設の取得価額9」には、研究施設の取得価額を記載しますが、建物及びその附属設備の新增設と併せて取得等をする機械及び装置で1台又は1基の取得価額が400万円に満たないものはこの制度の適用対象資産となりませんので注意してください。

また、その研究施設につき法人税法第42条から第49条まで《圧縮記帳》の規定の適用を受ける場合において、圧縮記帳による圧縮額を積立金として積み立てる方法により経理しているときは、その積立額（積立限度超過額を除きます。）を取得価額から控除した金額を記載します。

8 「特別償却率10」の分子は、次の研究施設の区分に応じそれぞれ次の数字を○で囲みます。

(1) 機械及び装置…「12」

(2) 建物及びその附属設備…「6」

9 「償却・準備金方式の区分12」は、その研究施設につき直接に特別償却を行うか、又は特別償却に代えて特別償却限度額以下の金額を特別償却準備金として積み立てるかの区分に応じ、該当するものを○で囲みます。

10 「適用要件等」の各欄は、次により記載します。

(1) 「建設計画の同意（承認）年月日13」には、関西文化学術研究都市建設促進法第5条第1項に規定する建設計画の同意（承認）年月日を記載します。

(2) 「国土交通大臣の証明年月日14」には、その研究所用の施設を設置することが関西文化学術研究都市建設促進法第5条第1項に規定する建設計画の達成に資することについての国土交通大臣の証明年月日を記載します。

(3) 「研究所用の施設の取得等に必要な資金の額15」には、技術に関する研究開発の用に供される研究所用の施設（文化学術研究施設）の取得又は製作若しくは建設に必要な資金の額（その研究所用の施設に係る土地又は土地の上に存する権利の取得に必要な資金の額及び借入金の利子の額を除きます。）を記載しますが、この金額が3億円に満たない場合には、措置法第44条第1項又は第68条の19第1項の規定の適用はありませんので注意してください。

(4) 「新設又は増設の区分16」には、「文化学術研究施設の名称2」に記載した施設について、新設又は増設したかの区分に応じ、該当するものを○で囲みます。

(5) 「その他参考となる事項17」には、その資産が文化学術研究施設のうち研究所用の施設に含まれる研究施設に該当する旨等参考となる事項を記載してください。